

群馬大学台風等の自然災害における休講等の取扱いについて

平成 26. 1. 22 学長裁定
改正 平成 29. 4. 1 令和 3. 4. 1
令和 6. 4. 1

この取扱いは、台風等の自然災害により本学が所在する地域に警報等が発表された場合及び不測の事態が生じた場合における学生及び関係教職員の生命の安全を確保し事故を防止するため、本学授業等の休講等の措置について必要な事項を定める。

第 1 用語の定義

この取扱いにおいて、用語の意義は次に定めるところによる。

- (1) 本学 附属学校園を除く群馬大学をいう。
- (2) 本学が所在する地域 前橋市、桐生市及び太田市をいう。
- (3) 警報等 台風等の自然災害により本学が所在する地域に発表された、大雨、暴風、大雪及び暴風雪の警報及び特別警報をいう。
- (4) 授業等 授業及び定期試験をいう。
- (5) 休講以外の必要な措置 学生及び関係教職員の生命の安全を確保し事故を防止するために必要な措置をいう。
- (6) 休講等 休講及び休講以外の必要な措置をいう。
- (7) 学部等 各学部、各研究科、学府、各学環及び専攻科をいう。

第 2 休講等の措置の決定

- (1) 学長は、本学が所在する地域に警報等が発表された場合には、学部等の事情、本学が所在する地域の天候、公共交通機関の状況その他特別な事情を勘案して休講の措置を決定する。ただし、直ちに帰宅させることが危険な場合においては学生及び関係教職員をキャンパスの施設で待機させる等の「休講以外の必要な措置」を決定することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、急迫の事態の場合においては教育を担当する理事の判断により、夜間及び休業期間中の場合においては学部等の長の判断により、休講等を決定することができるものとし、この場合、速やかにその旨を理事(教育・評価担当)に報告しなければならない。

第 3 基準(警報等の発表時間)及び休講措置

- (1) 本学が所在する地域に警報等が発表された場合の授業等は、次のとおりとする。

基準(警報等の発表時間)	休講の措置	警報等の発表時間後に警報等が解除された場合の休講の措置
午前 6 時	午前の授業等から実施	変更しない
午前 10 時	午後の授業等から実施	変更しない
授業の開始後	次の時限以降の授業等から実施	変更しない

- (2) 定期試験を含むメディア授業については、上記(1)の取扱いを適用せず、授業等を実施する。ただし、授業担当教員が休講が必要と判断する場合及びハイフレックス型授業など学生がキャンパスにいる場合など事情がある場合はこの限りではない。

第4 休講等の実施に関する周知方法

- (1) 学生及び関係教職員への周知は、速やかに、本学ホームページ、学部等のホームページ、教務システム、一斉放送、学内掲示板等により行う。
- (2) 非常勤講師への周知は、学部等が必要に応じて電話、メールその他適宜の方法により行う。

第5 実習等

本学のキャンパス以外で実施する実習、インターンシップ等の授業については、各実習先の指示に従う。

第6 その他

- (1) 休講等となった授業等については、必要に応じ各授業等担当教員が後日、補講等を行う。
- (2) 休講等の措置を実施した場合には、本学のキャンパスで実施する屋外での課外活動等は、原則として禁止とする。
- (3) 地震、噴火等により不測の事態が生じた場合には、この取扱いによらず、学長は休講等の措置を行う。